

令和8・9年度石川県後期高齢者医療保険料率について

後期高齢者医療制度の保険料率（均等割額、所得割率）は、高齢者の医療の確保に関する法律により、2年ごとに見直すこととされています。

令和8・9年度の保険料率については、令和8年2月19日開催の石川県後期高齢者医療広域連合議会において、次のとおり改定することが決定されました。

1. 保険料率

現役世代の減少を踏まえ、増加する医療費を全世代で公平に支え合う仕組みの構築による制度の見直しや診療報酬の大幅な増加改定等の影響により、保険料率を引き上げることとします。

なお、基金14億円を活用し、保険料率の上昇を極力抑制しております。

また、令和8年度より、子ども子育て支援金制度の創設により、これまでの保険料（医療分）にあわせて子ども分の徴収がされます。

$$\text{保険料} = \text{均等割額} + \text{所得割額}$$

【医療分】 【医療分】
【子ども分】 【子ども分】

【医療分】

区分	令和8・9年度 (A)	令和6・7年度 (B)	比較 (A) - (B)
均等割額	57,300円	50,760円	+6,540円
所得割率	11.14%	9.88% (9.41%)※1	+1.26 P

※1 令和6年度は旧ただし書き所得が58万円以下の被保険者は軽減用所得割率を適用

【子ども分】 令和8年度より新設（毎年算定）

区分	令和8年度
均等割額	1,360円
所得割率	0.24%

世帯の所得状況に応じて均等割額が7・5・2割軽減されます。

令和8・9年度においては、【医療分】のみ7割軽減が、7.2割軽減になります。

2. 賦課限度額

高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴い、保険料（医療分）の賦課限度額は現行の80万円から85万円に引き上げとなります。

子ども分の賦課限度額は、2万1千円となります。

限度額	令和8・9年度	令和6・7年度
医療分	85万円	80万円 (73万円)※2
子ども分	2万1,000円	

※2 令和6年度は、激変緩和措置対象者は73万円